

女性障害者の複合差別と福祉支援その2

－「福祉依存」の内実とビクティム・ブレイミング（被害者非難）－

関西大学 加納 恵子 (735)

キーワード：女性障害者、福祉依存、ビクティム・ブレイミング

1. 研究の目的

社会保障制度審議会は、2013年1月に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する検討部会報告書」をまとめ、きめ細かに7つの支援分野を示して「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を積極的に進めようとしているが、政権交代後の生活保護受給抑制を狙う政策との連動性を思うと、運用の方向性を間違えないようにと案じる福祉関係者は筆者でだけではないであろう。いまや、生活保護は「保護」する制度から「自立」を支援する制度、つまり「福祉依存からの脱却（セーフティネット（安全網）からトランポリンへ）」を内蔵する制度として変容させられつつあるという（桜井2013）。しかしながら、本報告で取り上げる大阪の社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）は、大阪府社協とその老人施設部会が、10年前より制度の狭間にある生活困窮者等への総合生活相談を行い、経済的援助（現物給付）も活用し、緊急かつ一時的つなぎ資金として一定の成果を上げ、上述の生活支援戦略をけん引してきた先駆的事业であるが、これまでの支援実績の大半は、生活保護受給へのつなぎ支援や補完による生活の再建/安定化（2013大阪府社会福祉協議会）であり、いわゆるトランポリンの跳ね返り先の「就労自立」（ワークフェア）シナリオとは程遠い皮肉な現実を浮き彫りにしている。

本報告では、社会貢献事業の相談事例のなかでも、とりわけワークフェア路線とはかい離れた生活困窮の実態を代表する要援護層として「ジェンダー」と「障害」の複合的な差別を被っている「女性障害者群」に光を当てることで、「生活保護制度」のもつ本来の意味を問い直し、変質させられていく「福祉支援」（個人化）の問題点を探ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本報告は、「女性障害者の複合差別と福祉支援」研究その2として位置づけられる。

その1（加納恵子2012「複合差別と福祉支援—女性障害者問題を通して—」日本社会福祉学会第60回秋季大会自由研究発表）では、筆者も所属するDPI女性障害者ネットワークの「障害のある女性の生活困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査」（2012）データを中心に、性的被害の多さ（回答者の約1/3）から、女性障害者の「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）」の啓発とその擁護、さらに侵害を救済することの必要性を明らかにしたが、それを可能にする福祉支援モデルについては抽象的な「個人モデルから社会モデルへ」を示すに留まった。

そこで、本報告では、上述の社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）から「女性障害者」の支援事例（2011年度の約60ケース）を主な研究対象と設定して、具体的な支援の実像に迫った。まず支援記録を分析することで生活困窮の要因と実際の支援としての給付金の使途を量的に把握し、補足的に生活支援員へのインタビュー調査を実施して個別の支援状況の把握や課題を質的に整理した。なお、本研究は、大阪府社協社会貢献推進室との研究連携のもとに「地域福祉におけるセーフティネット研究会」（片岡哲司・川島ゆり子・室田信一・加納恵子）での議論や先行データを共有しつつ各自の関心に引き寄せて考察した成果であることを付記しておく。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」に則り、先行研究や概念・用語に関して不適切な取扱のないように、また事例に関しては大阪府社協社会貢献推進室との研究連携のもとでデータ管理し、個人や地域が特定されないように加工処理を施している。

4. 研究結果（調査結果の詳細は当日資料参照）

1) 「女性障害者」の生活困窮の特徴

基本属性は、年齢構成が20代11(19.3%)、30代13(22.8%)、40代12(21.1%)と約6割を占め、家族構成も母子18(31.6%)、核家族8(14.0%)、親などと同居15(26.3%)と約7割が家族を有し、一般的な低所得女性像としての「高齢独居」との違いがくっきりと表れている。障害種別では、精神障害28(49.1%)、身体障害7(12.3%)、知的障害3(5.3%)と疾病6(10.5%)と圧倒的に精神障害が多い。生計に関しては、把握できた37事例では生活保護14(37.8%)、障害年金9(24.3%)他各種手当との重複3(8.1%)、パート就労はわずかに2(5.4%)であった。質的調査からも複雑な家族問題が次世代に連鎖していく状況が窺えるが、明確な虐待・DV事例が13件(22.8%)把握された。先行する8年間の4225件のうち困窮要因の複合度が高い(5~7項目79事例)層では女性が49事例(62.0%)占めているが、その困窮要因項目に、「母子」「失業」「精神」「虐待」「DV」の重複が多く、同様のキーワードがあがってきた。さらに「その他」の項目には「妊娠」「離婚」「家族関係上のトラブル」といった女性の性と生殖、家族形成に関わる親密圏での複合多問題が特徴として浮かび上がってきた。

2) 支援の実態

具体的な給付金の使途については、食材費、光熱水費、住居費、日用品費といったピンポイントでの支出費目があるが、生活保護制度との関係に注目すると、「生活保護申請に向けてのアパート契約や引っ越し費用」といった「生活保護」へのつなぎ資金関係が31(54.4%)、また「受給中の生活保護費」の補完費用12(21.1%)と、実に75.5%が社会資源としての「生活保護制度」を活用した生活再建であり自立の支援であった。女性障害者の生活困窮の特徴から明らかなように、妊娠・出産・子育て・離婚・家族関係上のトラブルといった「関係のもつれ」から生じる複合多問題を背負ったままでは、「生活保護」からの脱却といった就労自立支援シナリオはととても描けないのである。生活保護受給抑制に抗して積極的に生活保護受給につなげる本事業の意義は大きい。実践現場からのアドボカシーとアクション機能が問われるところである。

5. 考察

さて、生活困窮者レスキュー事業の最前線で把握できた「女性障害者像」は、アメリカで手厳しい道徳的非難を受けた「福祉依存」の象徴としての「ウェルフェア・クイーン(AFDC(生活保護)受給の黒人母子家庭へのバッシング)」像を彷彿とさせる。日本では、女性障害者や外国人女性といったマイノリティ女性の貧困はまだ隠された状態で社会問題として十分に共有されていない段階であるが、「ビクティム・ブレイミング(被害者非難)」(W.ライヤン1971)な社会という意味では、アメリカと同様である。つまり、ヴァルネラブルな「福祉依存」集団としてのスティグマを押され、生活困窮に陥ることで、すでに「ビクティム(被害者)」であるうえに、「社会のお荷物」として眼差され非難されているのである。

しかしながら、調査で明らかにした「福祉依存」の内実とは、個人の生活に立ち現われる「複合多問題」が、実は「複合差別/人権侵害」という社会の問題であって、「もつれ縁」とでも称すべき「複数の文脈の中でねじれたり、葛藤したり、1つの差別がほかの差別を強化したり、補償したりという複合差別」(上野千鶴子1996)の渦中から抜け出せないでいる状態であった。こうした複合差別を被っている当事者を救済する社会資源としての生活保護受給に何の躊躇が要るだろう。総じて、社会問題を「個人化」してしまう支援枠組みの問題点として、懸命に救援物資を届けながら、同時に「自己責任」のスティグマを届けることになる危険性があげられるが、今後生活支援プログラムの運用には一層の注意が必要となる。

参考文献

1. 桜井啓太(2013)『『自立支援』による生活保護の変容と課題』埋橋孝文編『福祉+α④生活保護』ミネルヴァ書房
2. 大阪府社会福祉協議会(2013)『社会貢献事業[生活困窮者レスキュー事業]報告書(平成23年度)』
3. DPI女性障害者ネットワーク(2012)『障害のある女性の生活困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』特定非営利活動法人DPI日本会議
4. 上野千鶴子(1996)『複合差別論』井上俊・上野千鶴子他編『岩波講座現代社会学15 差別と共生の社会学』岩波書店
5. Ryan, William(1971) Blaming the victim, Pantheon Books